

4 有料公園等を利用する場合

(1) 有料公園施設を利用する場合

(ア) 陸上競技場

単位：円

使用区分			利用時間			延長 1 時間 につき	
			2 時間以内	2 ～ 4 時間	4 ～ 8 時間		
利用者が入場料等を 徴収しない場合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	小中高	220	440	880	100	
		一般	540	1,100	2,200	220	
	その他の場合		660	1,320	2,640	320	
利用者が入場料等を 徴収する場合	アマチュアスポーツに 利用する場合		1,100	2,200	4,400	540	
	その他の場合		3,300	6,600	13,200	1,640	
個人利用（1回につき）			小中30 高50 一般100				
付 属 施 設	放送室・記録室		1回につき			540	
	陸上競技用具		1個又は1組			20	
	会議室		1回につき			320	
	トレーニング室		1回につき			110	
	シャワー設備		1回につき			220	
	湯沸室		1回につき			220	
	冷 房 料 金	放送室・記録室		1時間につき			220
		会議室		1時間につき			220
		トレーニング室		1時間につき			220
		事務室		1時間につき			220
		更衣室		1時間につき			220

(イ) 市民球場

単位：円

利用区分				利用時間			延長 1 時間 につき	
				2 時間以内	2 ～ 4 時間	4 ～ 8 時間		
主施設	利用者 が入場 料等を 徴収し ない場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	小中高	540	880	1,760	320	
			その他の団体	1,100	1,760	3,520	540	
		その他の場合	3,300	5,280	10,780	1,640		
	利用者 が入場 料等を 徴収す る場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	小中高	1,760	3,520	7,260	880	
			その他の団体	3,520	7,260	14,520	1,760	
		その他の場合	16,500	33,000	55,000	5,500		
	練習の 場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	小中高	440	710	980	270	
			その他の団体	810	1,250	1,760	540	
		その他の場合	1,760	2,960	6,040	1,420		
	附属 施設	スコアボード			1 試合につき			320
放送施設			1 回につき			880		
更衣室 (シャワー設備を含む。)			1 回につき			220		
会議室 (附属備品を含む。)			1 回につき			320		
湯沸室			1 回につき			220		
冷房料 金		会議室			1 時間につき			220
		審判・記録室			1 時間につき			220
		本部室			1 時間につき			220
		プレス室			1 時間につき			220
		来賓室			1 時間につき			220

	救護室	1時間につき	220
	障がい者室	1時間につき	220
	選手更衣室（1室）	1時間につき	220

(ウ) 庭球場

単位：円

利用区分		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合		
		2時間以内	2～4時間	4～8時間	延長1時間につき	4時間以内	4～8時間	延長1時間につき
1面につき	小中高	220	440	880	120	1,760	3,520	840
	一般	440	880	1,760	220	3,520	7,040	2,080

(エ) 水泳プール

単位：円

利用区分		利用時間			
		9：00～12：00	13：00～17：00	17：00～21：00	9：00～17：00
個人利用	小人（中学生以下）	220	220	220	
	大人（高校生以上）	320	320	320	
専用利用	全面	9,900	13,200	13,200	19,800
	1コース	760	760	760	
団体利用	10人以上	個人使用料の2割を減じた額に利用者数を乗じた額			
更衣室	コインロッカー 1回 100				

備考1 全面利用の場合は、個人使用料を徴収しない。

2 17時以降の利用は、屋内プールのみとする。

(オ) 弓道場

単位：円

利用区分		利用時間 8：30～	12：00～	17：00～	8：30～	12：00～	8：30～
		12：00	17：00	22：00	17：00	22：00	22：00
専用利用	中高生	270	440	440	710	880	1,150
	一般	370	540	540	930	1,100	1,470
個人利用	中高生	1回 60					
	一般	1回 100					

(カ) 多目的広場

単位：円

利用区分			利用時間	2時間以内	2～4時間	4～8時間	延長1時間 につき
ソフトボ ール場	利用者が 入場料等 を徴収し ない場合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	小中高	270	440	590	150
			一般	490	760	1,100	320
	その他の場合			1,100	1,810	3,620	880
	利用者が 入場料等 を徴収す る場合	アマチュアスポ ーツに利 用する場合		1,100	2,200	4,400	540
			その他の場合	3,300	6,600	13,200	1,640
	サッカー・ラグ ビー場	利用者が 入場料等 を徴収し ない場合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	小中高	270	440	590
一般				490	760	1,100	320
その他の場合			1,100	1,810	3,620	880	
利用者が 入場料等 を徴収す る場合		アマチュアスポ ーツに利 用する場合		1,100	2,200	4,400	540
			その他の場合	3,300	6,600	13,200	1,640
半面利用		上記金額の2分の1					

全面利用	利用者が	アマチュアスポ	小中高	490	760	1,100	270
	入場料等	ーツに利用する	一般	880	1,370	1,980	590
	を徴収し	場合					
	ない場合	その他の場合		1,980	3,300	6,600	1,590
	利用者が	アマチュアスポーツに利		1,980	3,960	7,920	980
入場料等	用する場合						
を徴収す	その他の場合		5,940	11,880	23,760	2,960	
る場合							

(キ) 多目的屋内練習場

単位：円

利用区分				1時間当たりの金額	
主施設	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小中高	全面	880
				1 / 2	440
		一般	全面	1,760	
			1 / 2	880	
	その他の場合	全面	8,800		
		1 / 2	4,400		
	利用者が入場料等を徴収する場合			全面	11,000
				1 / 2	5,500
附属施設	投球練習場 (1人立ち当たり)	アマチュアスポーツに利用する場合	小中高	220	
			一般	320	
		その他の場合		540	
	会議室		100		

(ク) 屋外投球練習場

単位：円

利用区分				1時間当たりの金額	
主施設	投球練習場 (1人立ち当たり)	アマチュアスポーツに利用する場合	小中高	100	
			一般	220	
		その他の場合		440	

付記

- 1 利用者が、入場料を徴収しないが入場料に相当する金品を徴収したと認められる場合（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準じる場合）は、入場料等を徴収する場合とみなして使用料を徴収する。
 - 2 利用者が、入場料を徴収する場合中「その他の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じた額を基本使用料に加算して得た額とする。
- 注1 会員制により会費を徴収し、当該会員のみ入場させる催物の場合には、1月分の額（月々会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額）を入場料とみなす。ただし、その金額が200円を超える場合は、200円とする。
- 注2 商品等の売上に対して入場券を発行（これに類する行為を含む。）して入場させる催物の場合には、発行できる入場券1枚を商品売上価格の10分の1に相当する金額を入場料とみなす。ただし、その金額が200円を超える場合は200円とし、50円に満たない場合は50円とする。
- 注3 注1及び注2の場合で、別に「入場整理料」等の名目で金額を徴収し、その金額が200円を超える場合は、当該「入場整理料」等の名目の金額をもって入場料とみなす。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日に利用する場合（利用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）の基本使用料は、当該基本使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。
 - 4 利用者が、奄美市の住民でない場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じた額を加算して得た額とする。
 - 5 陸上競技場の表中1回とは、8時30分から12時まで及び12時から日没までの利用をいう。
 - 6 弓道場の表中1回とは8時30分から12時まで、12時から17時まで及び17時から22時までの利用をいう。
 - 7 電灯等電気を必要とする場合の使用料は、その電気料金にかかる実費相当額を加算して徴収する。